

～ 暴走を しない！ させない！ 見に行かない！ ～

暴走族 追放運動

○ 家庭、学校、職場、地域と関係機関等の連携による加入の防止

暴走族問題は、青少年の非行問題をはじめ、家庭、学校、職場、地域との関わりなど、多方面にわたるため、関係機関・団体相互間の連絡調整を図り、特に広域的な見地から必要な措置を講ずることとし、暴走族追放の気運を確固たるものにする。

実施主体	実施内容
1 家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴走行為を行ったり、見物に行くことがないように注意 ○ バイクや車を暴走行為を行う目的で購入したり、不正改造をさせないための注意 ○ 日頃の言動、購読雑誌、夜間外出及び友人関係への注意
2 学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴走族問題に関する情報の提供 ○ 学校警察連絡会議・教育委員会・補導センター・PTA等との相互連絡による加入防止対策と離脱の推進 ○ 学外での交友関係、服装・態度の変化に対する適切な指導
3 職場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴走行為を行ったり、バイクや車を不正改造しないように注意 ○ 安全運転管理者等を中心にした従業員への暴走族に関する情報提供と通勤車両の点検等による指導・管理の徹底 ○ ヤングドライバークラブ※1の結成及びクラブ加入の促進
4 地域・住民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ぐるみによる暴走族追放運動気運の高揚 ○ 暴走族や改造車両を見たり、暴走音を聞いた際の警察への通報の徹底 ○ 大型店やコンビニの駐車場等深夜営業店がたまり場とならないよう、管理者への協力要請及び巡回パトロールの実施
5 販売事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴走行為に使用されるおそれのある自動車等及びその部品販売と不正改造の拒否【自動車販売・整備関係事業者】 ○ 暴走族が利用する衣服等への暴走族であることを誇示する刺しゅう・印刷、旗等の販売自粛【該当商品の販売・加工業者】 ○ 不正改造車両に対する燃料販売の自粛【燃料販売事業者】
6 県・市町村及び関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修会の開催など市町村、関係機関・団体との連携の確保と情報の提供【県】 ○ 校長会等を通じた教育機関への情報提供【県】 ○ 危険ドラッグ使用、飲酒運転等の悪質・危険運転の追放気運醸成【県】 ○ 危険運転、妨害運転対策に資するドライブレコーダー設置促進【県】 ○ 違法行為を敢行する旧車会グループ等※2が行う行事・活動への参加抑止【県・市町村】 ○ 夏祭り等の各種イベントの主催者に対する暴走族追放対策の要請【市町村】 ○ 暴走族追放のための条例や宣言に沿い、実情にあった取組みの実施【市町村】 ○ 青少年健全育成のための居場所づくり【市町村】 ○ 青少年が暴走族と暴力団等の現実を認識するための教育等への支援【警察】 ○ ローリング、ドリフト走行等をさせない道路環境整備や交通規制の実施【道路管理者】【警察】 ○ 公園・駐車場・空き地等が暴走族等に使用されないための対策の実施【公園・駐車場等の管理者】 ○ 各警察署及び補導センターにおける相談コーナーの開設並びに相談活動の充実、地域交通安全活動推進委員の活動支援【警察、補導センター】 ○ 運転免許取得時の暴走行為及び不正改造防止の指導の強化【警察、指定教】

※1 「ヤングドライバークラブ」とは… 若手職員が職場での交通安全啓発を目的に活動する組織。

○ 広報啓発活動の推進

広く県民に暴走族追放の気運を醸成するとともに、暴走族等による平穩を害する不法行為を許さない社会環境をつくり出すための広報啓発活動を推進する。

実施主体	実施内容
県・市町村及び関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報媒体の活用と広報誌（紙）等による追放キャンペーンの実施【県・市町村・関係機関・団体】 ・広報誌（紙）・機関誌（紙）・各業界報・公民館報等の活用 ・CATV・有線放送・市町村行政無線放送・ホームページ等の活用 ○ 県警ホームページに暴走族追放啓発・暴力団等の実態に関する資料の掲載【警察】 ○ 道路情報板を利用した啓発活動の実施【道路管理者】 ○ 各種運動と連携した啓発活動の実施【県・市町村・関係機関・団体】 ・不正改造車を排除する運動（通年）（強化月間6月 1日～6月30日） ・県民総ぐるみの青少年健全育成運動（通年） ・青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月 1日～7月31日） ・社会を明るくする運動強調月間（7月 1日～7月31日） ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日） ・麻薬、覚醒剤乱用防止運動（10月～11月）

○ 指導取締りの強化及び離脱・解体・補導の徹底

暴走族の不法行為に対する取締りを徹底するとともに、暴走族の結成防止及び離脱・解体・補導を推進する。また、暴走族とその背後に存在する暴力団等との関係を断ち切る。

実施主体	実施内容
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴走の準備及び集合段階での警察への通報【タクシー業者等】 ○ 不正改造防止のための街頭検査、支局等の構内における不正改造車の排除及び不正改造110番(026-243-5525)の設置による情報収集・改修の推進【長野運輸支局】 [不正改造車排除強化月間（6月）] ○ 暴走行為・不正改造に対する検挙の強化と車両の押収及び迅速な行政処分の執行【警察】 [暴走族実態把握期間（4月～11月）、暴走族取締強化期間（5月～8月）] ○ 違反者講習等における暴走行為防止のための安全教育の充実・強化【警察】 ○ 共同危険行為等禁止違反の検挙と背後に存在する暴力団等の検挙を含めた捜査の徹底【警察】 ○ 暴走族等による街頭犯罪抑止対策の強化【警察】 ○ 違法行為を敢行する旧車会グループ等が行う行事・活動への参加阻止【警察】 ○ 加入阻止・離脱支援対策の推進【関係機関・団体】 ○ グループの解体補導【青少年関係団体】 ・保護司・少年警察補導員・青少年補導委員等による連携の強化 ・暴走族少年の保護者との懇談会の開催 ・関係機関・団体との連携による補導體制の充実

※2 「違法行為を敢行する旧車会グループ」とは… 主として改造した旧型の自動車又は原動機付自転車を運転し、違法行為を敢行する旧車会員により構成されているグループ